

県税法規集データベース運用保守業務委託仕様書

1 件名

県税法規集データベース運用保守業務

2 目的

現行の県税法規集データベースシステムのあり方を見直し、システムに登録されている条例等に加えマニュアル等もデータベース化するとともに、法令改正に伴う条例等の改正箇所表示機能、地方公共団体の類似例規比較機能等を有するシステムを導入することで、総務局財務部税務課及び各県税事務所の職員（以下「税務関係職員」という。）の法制執務体制の充実、業務の質の向上及び効率化並びに職員の負担軽減を図ることを目的とする。

3 業務の概要

（1）条例等のデータベース化

現行の県税法規集データベースシステムに登録されている条例等に加えマニュアル等県税の法規に関する文書をデータベース化し、これらの検索、閲覧、改正、データ出力等を行うことができるシステムを構築する。

（2）システムの運用・保守・サポート

（1）において構築したシステムの運用、保守を行うとともに、システムの操作マニュアルを閲覧できるようにする等のサポートを行う。

（3）データベースの更新

（1）において構築したシステムのデータベースを更新する。

（4）加除式追録図書の作成

総務局財務部税務課が所管する条例及び規則に係る加除式追録図書を作成し、19税務関係所属に納品等する。

4 業務の内容

（1）条例等のデータベース化

ア 契約締結後に県から提供される次の内容のほか、法令及び全国の地方公共団体の例規をデータベース化（以下「例規集データ」という。）し、これらの検索、閲覧、改正、データ出力等を行うことができるシステム（以下「システム」という。）を構築し、令和8年10月1日（木）から稼働する。

データベース化するもの	件数※ ₁ (令和8年1月16日現在)
(ア) 現行の県税法規集データベースシステム に搭載されているもの※ ₂	644件
・ 条例、規則、訓、基本通達、運営指針及び 要領	90件
・ 不動産取得税事例集	241件
・ 裁決書	313件
(イ) 現行の県税法規集データベースシステム に搭載されていないもの	841件
・ マニュアル	40件
・ 不動産取得税以外の税目の事例集	801件
合計	1,485件

※₁ 件数とは、条例等の数を指す。

※₂ 沿革情報を含む。

イ データベース化の対象は、本文のほか、別表、別紙及び様式を含み、またア（ア）の廃止例規及び過去例規（平成13年3月31日内容現在から令和5年4月17日内容現在まで）も含むものとする。なお、様式については、ワードファイル又はエクセルファイルを併せて収録する。

ウ システムには、県が提出する原議のワードファイル等を用いて収録する。

エ システム稼働（令和8年10月1日）前までに、システムの稼働テストを2回以上行う。当該テストは、改修に係る時間等を考慮して実施すること。

オ システムの仕様は、次のとおりとする。

（ア）別紙の機能要件一覧に掲げる機能を満たすこと。

（イ）LGWAN-ASP方式によってサービスを提供できる構成とし、県はサーバ管理を行わないものとする。

（ウ）税務関係職員のLGWAN接続が可能な全てのパーソナルコンピュータ端末で、24時間365日、例規集データの検索、閲覧及びデータ出力を行うことができるようにすること。

（エ）特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェア（最新版を含む。）で使用可能なシステムとすること。

・ OS : Windows 10 pro以降

・ ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium版)、Google Chrome以降

（オ）サーバは、システム運用に支障がない十分なスペックを有することとし、サーバ等を設置する施設は、物理的堅ろう性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設とすること。

- (カ) サーバルームは、24時間365日間休日のない体制で監視が行われ、入室を厳しくチェックする体制が構築されていること。
- (キ) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともに、システムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。
- (ク) データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても、直ちにデータ復旧可能な体制が構築されていること。
- (ケ) IP又はID認証等により、税務関係職員のみがアクセスできるようにすること。

(2) システムの運用・保守・サポート

- ア システムが正常に稼働するよう運用、保守を行う。
- イ システム上でシステムの操作マニュアルを閲覧できるようにする。
- ウ システム稼働（令和8年10月1日）前までにシステムに関する問合せ窓口（電話、メール等）を設置し、システム稼働後は県からの問合せに迅速かつ適切に対応する。
- エ 県の要請に応じて、システム操作研修を実施する。
- オ 県の要請に応じて、システムに係る打合せを実施し、打合せ後は打合せ記録簿を作成の上、原則打合せ実施日の翌日から7開庁日以内に県に提出する。
- カ システムに関し、県の要望を聴取し、積極的な機能改善に努める。
- キ (3)のデータベースの更新の都度、データベース内の県が公布・発出した条例等に係るデータ（更新日時点のもの）をHTML形式で作成し、契約期間満了後速やかに電子媒体（HTML形式）で県に提供すること。

(3) データベースの更新

システムのデータベースのうち、(1)ア(ア)及び(イ)については、次のとおり更新する。(法令及び全国の地方公共団体の例規の更新については、機能要件一覧に記載のとおりとする。)

- (ア) 県が令和8年1月17日（土）から同年8月14日（金）までの間に公布・発出した分は、令和8年9月30日（水）までに更新すること。
- (イ) 県が令和8年8月15日（土）以降に公布・発出した分は、同年10月から原則毎月（最大年12回まで。ただし、令和8年度及び令和13年度は最大年6回まで）更新すること。更新の期限は、改正原稿送付日の翌日から、原則30日以内とする。ただし、事前に協議し、やむを得ないと認めるときはこの限りではない。
- (ウ) 更新に当たっては、次の点に留意すること。
 - ・ 条例、規則、訓、基本通達、運営指針、要領及びマニュアルについて

は、登載情報の改正のほか、新規制定及び廃止を含むこと。なお、改正については、一部改正のほか、全部改正によるものについても対応すること。

- 事例集及び裁決書については、登載情報の改正ではなく、新規案件を登載することにより更新すること。

(予定数) 更新件数

区分	年度別件数 (単位: 件/年度)			総件数 (件)
	令和8年度	令和9年度から 令和13年度まで	令和13年度	
条例、規則、 訓、基本通達、 運営指針及び 要領	43	37	19	210
マニュアル	47	45	23	250
事例集	13	17	9	90
裁決書	7	5	3	30
合計	110	104	54	580

※件数とは、条例等の数を指す。

なお、予定数は過去実績から算出したものであり、この業務において最低限保証する数量ではない。

(4) 加除式追録図書の作成

ア (1) ア (ア) のうち条例及び規則に係る加除式追録図書を142部作成し、システム稼働 (令和8年10月1日) 前までに、19税務関係所属に納品する。

イ システムの改正データに基づき、追録頁を142部作成し、19税務関係所属に年2回を上限として納品する。(ただし、令和8年度及び令和13年度は年1回とする。)

(予定数) 加除件数

区分	年度別件数 (件/年度)			総件数 (件)
	令和8年度	令和9年度から 令和13年度まで	令和13年度	
条例及び規則	11	11	5	60

※件数とは、条例等の数を指す。

なお、予定数は過去実績から算出したものであり、この業務において最低限保証する数量ではない。

(19税務関係所属)

所属	住所
財務部税務課	名古屋市中区三の丸3-1-2
名古屋東部県税事務所	名古屋市中区新栄町2-9
中川駐在室	名古屋市中川区北江町1-1-3
小牧駐在室	小牧市新小木3-36
豊田駐在室	豊田市若林西町西葉山47
豊橋駐在室	豊橋市神野新田町字京ノ割18
名古屋北部県税事務所	名古屋市中区城西1-9-2
名古屋西部県税事務所	名古屋市中川区中郷1-3
名古屋南部県税事務所	名古屋市熱田区森後町8-22
高辻間税課	名古屋市昭和区円上町26-15
東尾張県税事務所	春日井市鳥居松町3-65
西尾張県税事務所	一宮市新生2-21-12
海部徴収課	津島市西柳原町1-14
知多県税事務所	半田市出口町1-36
西三河県税事務所	岡崎市明大寺本町1-4
安城県税センター	安城市横山町下毛賀知93
豊田加茂県税事務所	豊田市元城町4-45
東三河県税事務所	豊橋市八町通5-4
新城駐在室	新城市字石名号20-1

5 事業全体の運営・管理等

- (1) 本業務全体を管理する統括責任者を1名配置する。
- (2) 本業務の窓口となる連絡担当者を1名配置し、業務全体の進捗管理を行い、県に適宜、業務の進捗状況を報告する。
- (3) 「県税法規集データベース運用保守業務委託先募集要項」に基づき提出した企画提案書を踏まえつつ、契約後速やかに、業務スケジュールを記載した業務計画書を作成し、県の承認を得る。

6 その他留意事項

- (1) 著作権の帰属は次のとおりとする。

内容	帰属先
県が公布・発出した条例等に係るデータ及び加除式追録図書	県（委託者）
検索、閲覧、改正、データ出力等の各データベースシステム	受託者

- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定する。
- (3) 本契約の受託者が、現行の県税法規集データベースシステムの運用保守の受託者となった場合は、新たにシステムの構築及び加除式追録図書の作成を行う必要はないものとする。ただし、仕様書の内容は満たすものであること。